

不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	経済部 農林水産課 管理係
不利益処分名	徳島市立食肉センターへの出入り等に対する禁止
根 拠 法 令	徳島市立食肉センター条例
根 拠 条 項	第42条第2項
連 絡 先	食肉センター（電話 632 - 0321 ）
処 分 基 準	<p>第42条 食肉センターへの出入り，施設の利用又は物品の搬入，搬出及び食肉センター内における運搬については，指定管理者の指示に従わなければならない。</p> <p>2 指定管理者は，前項の指示に従わない者に対しては，同項の行為を禁止することができる。</p>
	基 準
	参 考 事 項
設定等年月日	平成26年 8月 1日設定（平成 年 月 日最終変更）